



令和2年度 環境省説明資料

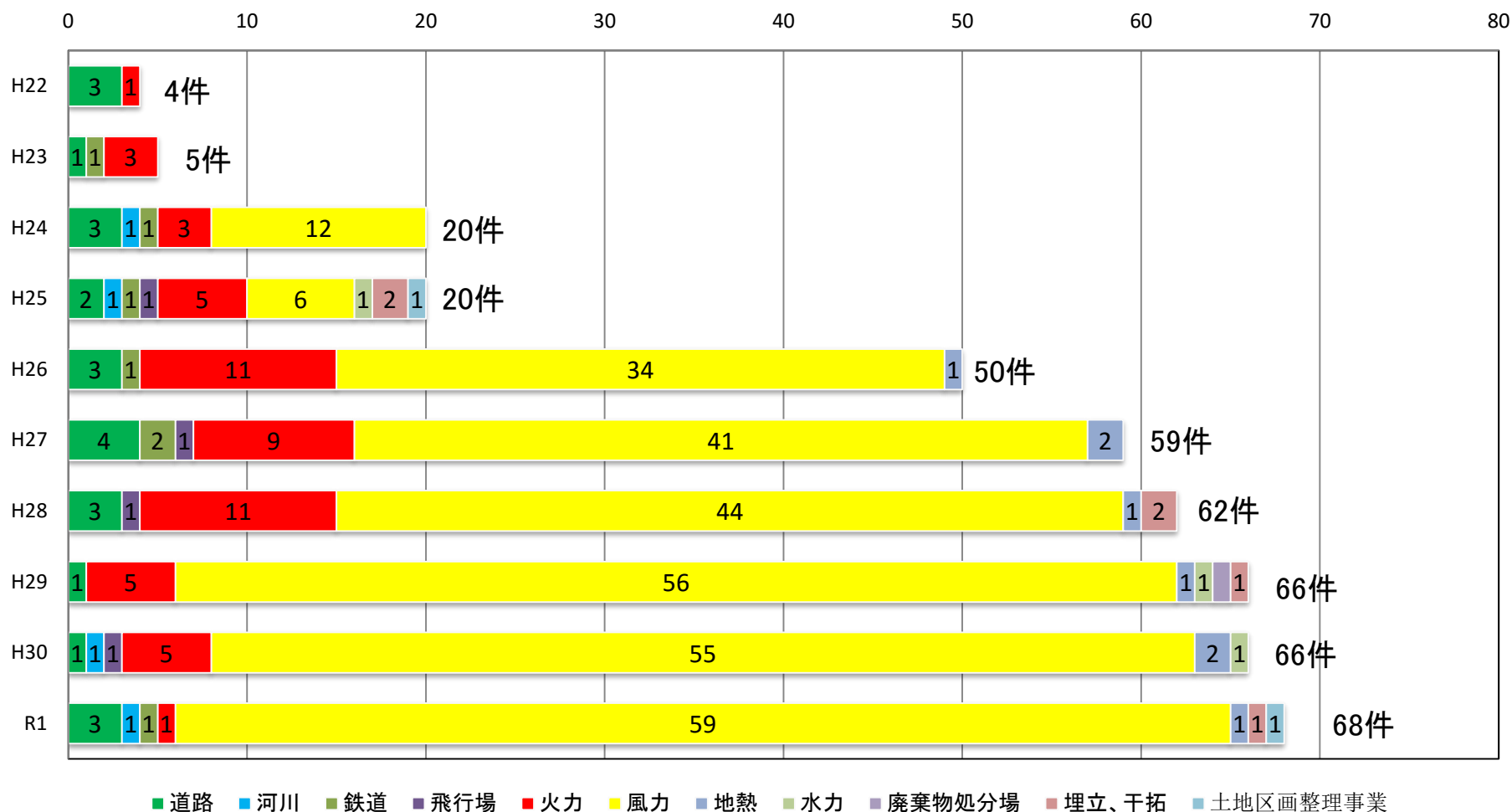
環境省 大臣官房 環境影響評価課



環境影響評価法の施行状況について

事業種別の環境大臣意見提出件数の推移

令和元年度は68件の環境大臣意見を提出し、そのうち約 8 割が風力発電事業



令和元年度 配慮書53件 (風力49件、地熱1件、鉄道1件、道路1件、土地区画整理1件)
 準備書又は評価書15件 (風力10件、火力1件、ダム1件、道路2件、埋立て1件)

平成30年 環境影響評価法基本的事項の点検結果概要

- 点検の結果、基本的事項の改定までは至らないが、主に発電所関係について主務省令等の中で取扱いの検討を求めるほか、運用の中で必要な対応が取られるよう周知徹底を行う。
- 加えて、法改正等が必要な課題を提起し、次期法律見直しまでに対応を検討。

1. 基本的事項に関する課題及び必要な対応

①風力発電所アセス等に係る手続の効率化・迅速化

- メリハリのある環境影響評価項目及び手法の選定（⇒事業者・地方自治体に周知 H30.12通知）
- 火力発電所、風力発電所のリプレース事業については、既存設備における環境影響の実態把握に努めた上で、アセス手続を簡素化・迅速化（⇒風力リプレース合理化ガイドラインを策定 R2.3）※火力についてはH25改訂
- 風力発電所に係る供用中の超低周波音、工事中の大気質・騒音・振動について、環境影響のおそれが少ないこと等を踏まえ、簡素化の観点から項目の扱いを検討（⇒経産省が発電所主務省令改正 R2.8公布）

②火力発電所アセスの配慮書における温室効果ガス等に係る記載の検討（⇒経産省が発電所アセス手引の改訂H31.3）

③配慮書における「複数案」の設定・検討の重要性の周知（⇒事業者・地方自治体に周知 H30.12通知） など

2. 環境影響評価制度の円滑な実施に向けて

①より上位の計画段階での環境影響評価の検討（⇒風力発電ゾーニング）

②法対象事業種の見直しの検討（⇒太陽光発電を追加 R2.4施行）

③小規模事業の取扱いの検討（⇒太陽光発電 環境配慮ガイドライン策定 R2.3公表）

④アセス図書の情報交流の拡充の検討（⇒“アセス支援ネット”にて事業者の任意協力によりアセス図書公開）

⑤審査結果のフォローアップの推進（⇒重要案件を抽出し、事業者にヒアリング等を実施）

⑥環境影響評価の技術手法等の調査研究（⇒海域の環境情報整備）

など

法の運用に係る課題への対応（インターネットを利用した説明会の扱いについて）

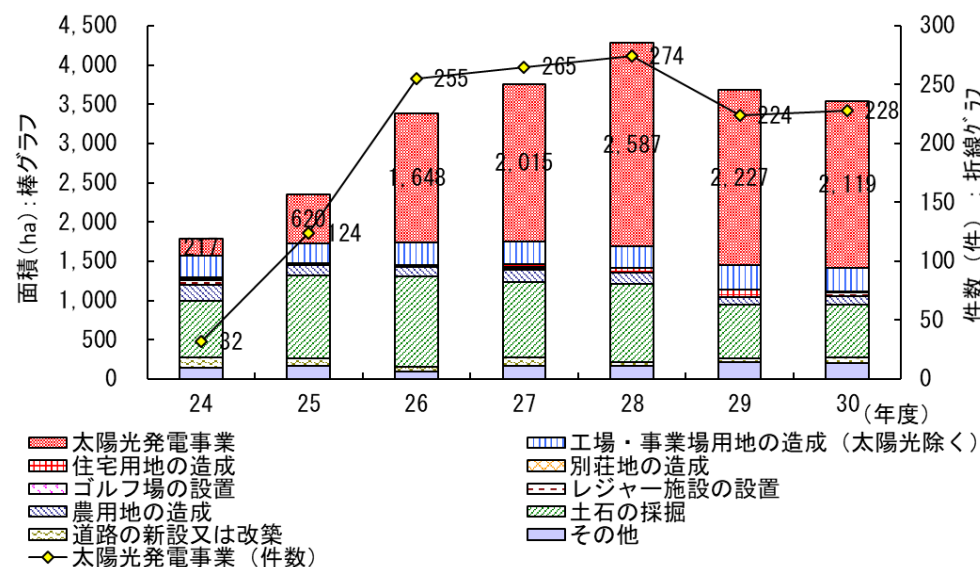
インターネット（YouTube等）を利用した説明会が、法に基づく説明会に該当するか？

- ❑ 環境影響評価法において説明会を求めている趣旨は、環境アセスメントにおける図書は分量が多く、内容も専門的なものとなっているため、「**実地の説明会**」を開催して、**双方向のコミュニケーションを充実させたうえで図書の内容を周知し、もって、環境情報を広く収集することにある**
 - ❑ このため、同法において規定する説明会については、実地での開催を求めており、**インターネットの利用により実施するものは本法に規定する説明会には該当しない**
-
- ❑ 先の緊急事態宣言下においては、感染拡大防止の観点から人を集めての集会を控えることが求められていた。現在においては、感染状況がこれまで得られた知見を踏まえて、令和2年9月11日の事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」が内閣官房から示されているところ、**その時の感染の状況等によっては、3密を避ける等の感染対策をしっかりと講じた上で、人を集めての集会等の開催が可能と考える**
 - ❑ 環境影響評価法において規定する説明会についても、同宣言下においては、開催が困難であり、当該期間において説明会の開催ができなかったことは、環境影響評価法第7条の2における事業者の「責めに帰することができない事由」に該当すると考えられていたところ。今後は、**その時の感染の状況等を踏まえて内閣官房から示される催物の開催制限等に係る事務連絡や、自治体の方針の状況等により、実地での説明会等の開催が可能か否か判断されることとなる**と考える
 - ❑ なお、実地での開催が可能な場合においても、説明会の開催とともに、**感染拡大防止及び住民の情報アクセスの利便性の観点から、インターネット等へのアクセスが可能な住民を対象に、オンラインツール等を活用した双方向のコミュニケーションに努める**ことも望ましい。その際は、双方向のコミュニケーションを充実させるため、視聴者との疑義応答ができる仕組みがあれば、なお有意義と考える
 - ❑ 他方、環境影響評価法第7条の2における事業者の「責めに帰することができない事由」に該当し、実地での開催が困難な場合においても、**法で規定されている説明会には該当しないものの、双方向のコミュニケーションが可能なオンラインツール等を活用して方法書等の内容を説明する機会を自主的に設けることについて、自治体から事業者に促すということも考えられる**

太陽光発電事業について

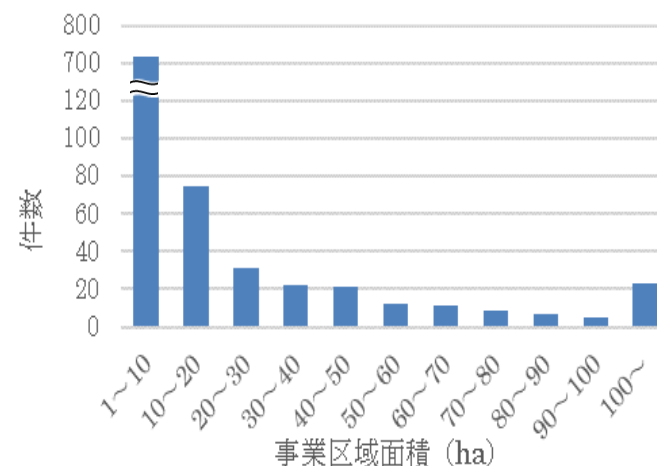
太陽光発電の導入状況

- ◆ 2012年7月のFIT制度創設により、太陽光発電の導入が大幅に拡大。2020年3月末時点で累計約55GWが導入されている。
- ◆ 太陽光発電は、資源（日射量）の地域偏在性が低いこと、導入規模が多様であることから、様々な場所・規模で設置することが可能。
- ◆ 建物屋上や工場敷地内の空き地等に加え、森林等の中山間地域において大規模に設置する事例がある。
- ◆ 林地開発許可の対象となる森林の開発行為において、太陽光発電事業を目的とした件数及び面積が増加している。



太陽光発電事業を目的とした林地開発許可の件数及び面積の推移

出典：林野庁調査（毎年度調査）

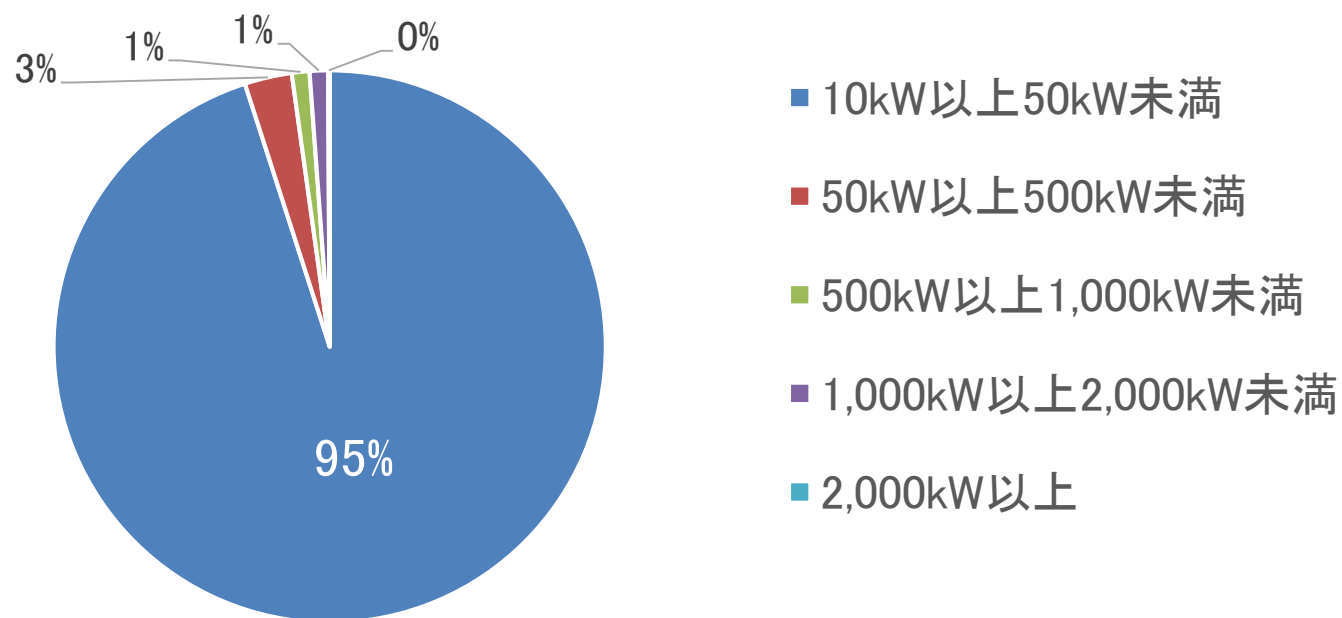


太陽光発電事業を目的とした林地開発許可に係る事業区域面積別件数

(2012年度から2016年度までの総計)

出典：林野庁調査（2018年個別調査）

太陽光発電の導入状況



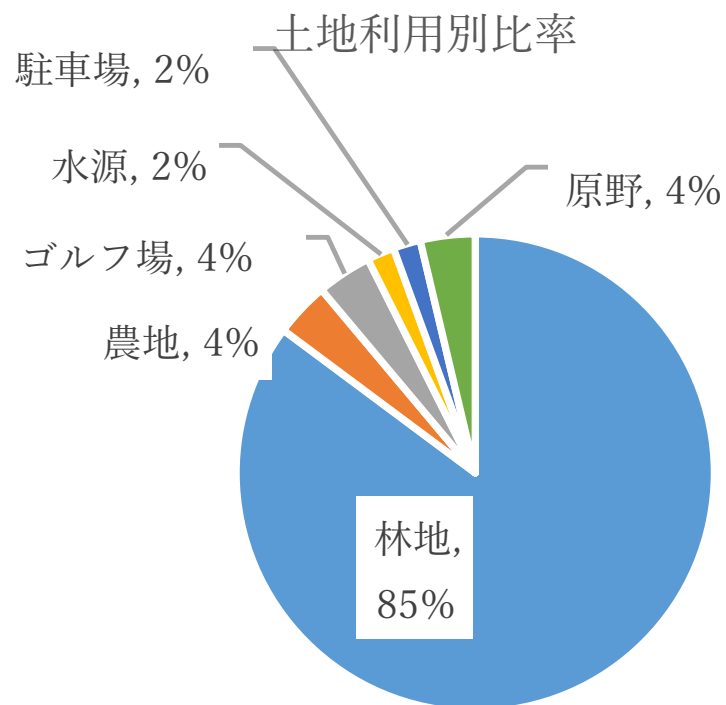
発電出力別導入件数（2019年3月末時点新規認定分）

出典：「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」都道府県別認定・導入量（2018年12月末時点）

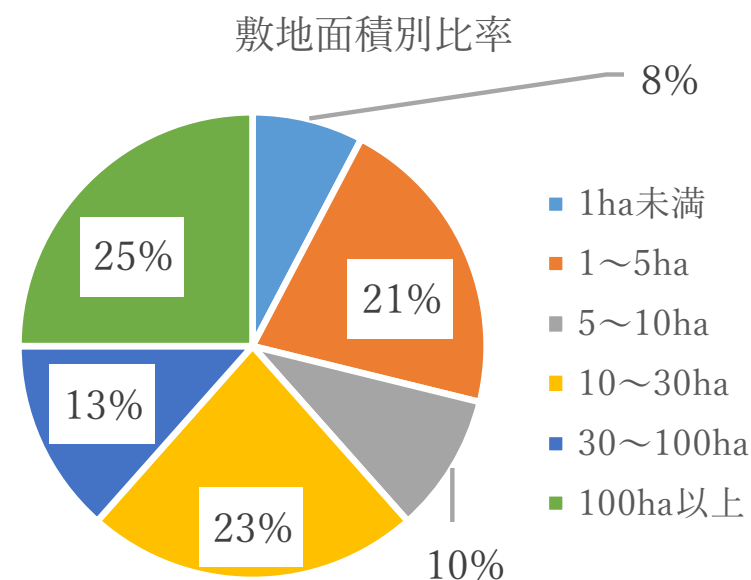
○50kW未満の低圧設備はFIT制度創設以降急激に増加しており、10kW以上の設備と導入件数のうち95%を占める状況にある。

環境影響の状況 土地利用状況及び面積別の問題事例

平成 28 年 1 月 1 日～平成 30 年 7 月 11 日の新聞報道より集計



土地利用別の問題事例集計結果



面積別の問題事例集計結果

出典：平成30年度環境省「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」

- ・ 大半が林地
- ・ 面積の大小に関わらず問題が発生

環境影響の状況 報道分析結果

- ◆ 2016年～2018年夏までの報道状況 をみると、太陽光発電事業における環境保全等に係る問題事例数が69件あった。
- ◆ 主な問題点としては、①土砂災害等の自然災害の発生、②景観への影響、③濁水の発生や水質への影響、④森林伐採等の自然環境への影響、⑤住民への説明不足、といったものが挙げられる。

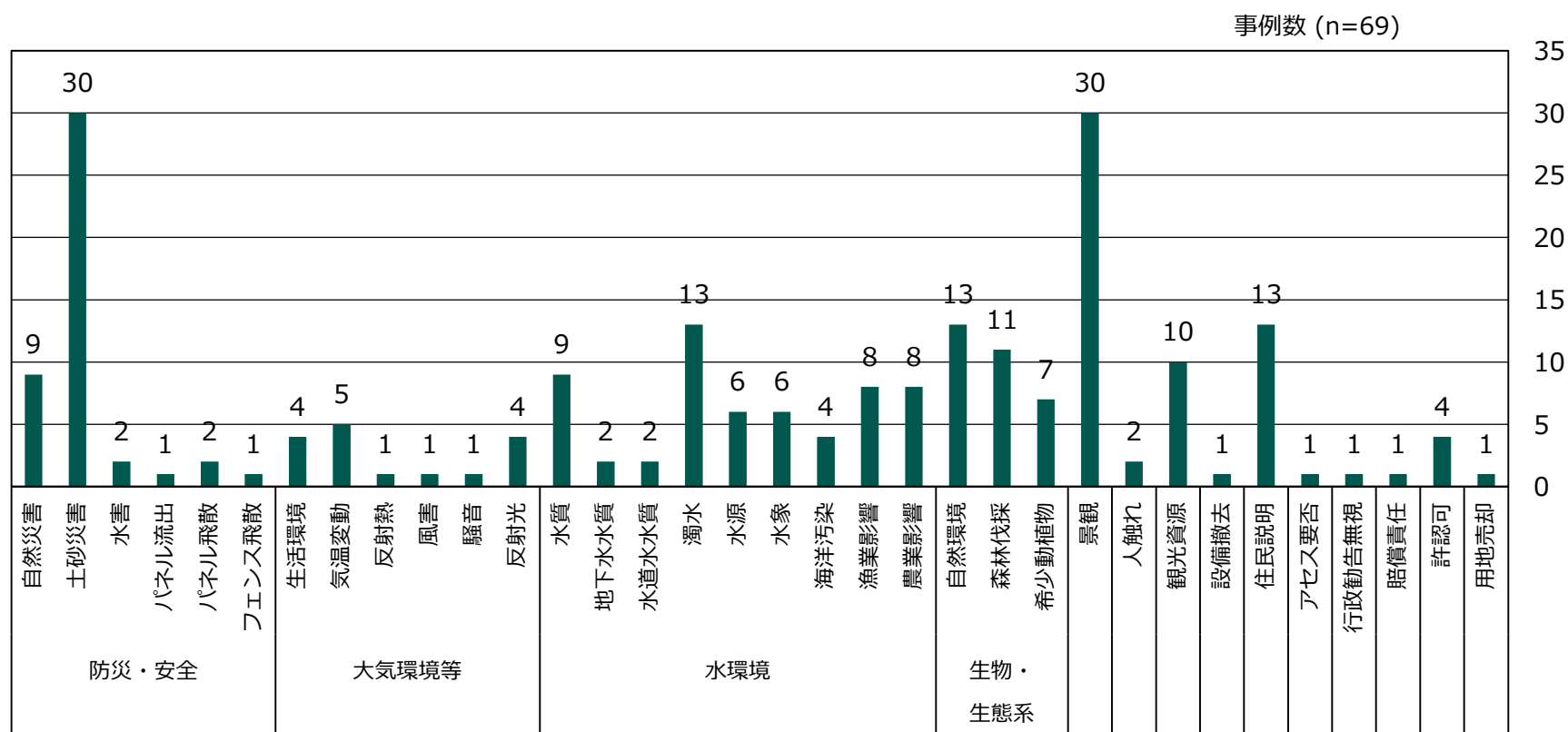


図. 報道状況からみた項目ごとの問題事例整理結果

太陽光発電事業の環境配慮の在り方について

◆ 2019年4月中央環境審議会答申において、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について以下の内容が示された。

①基本的考え方

- 大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき。
- 法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で条例アセスの対象とすることが考えられる。
- 条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的で簡易なアセスを促すべき。

②規模要件、地域特性

- 規模要件については、電気事業法との整合性を図るため系統接続段階の発電出力ベースを指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準（一種100ha・二種75ha）、面積と出力の関係を踏まえ、一種4万kw・二種3万kw（交流側）を規模要件とする。
- 太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う（森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要）。



◆ 中央環境審議会答申を受け、2019年7月に環境影響評価法施行令を改正し、太陽光発電事業を対象事業に追加。2020年4月1日から施行された。

◆ また、2020年3月に、環境省は、法・条例対象にならない規模の事業について環境配慮の取組を進めるため、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を公表。

太陽光発電の環境配慮ガイドライン

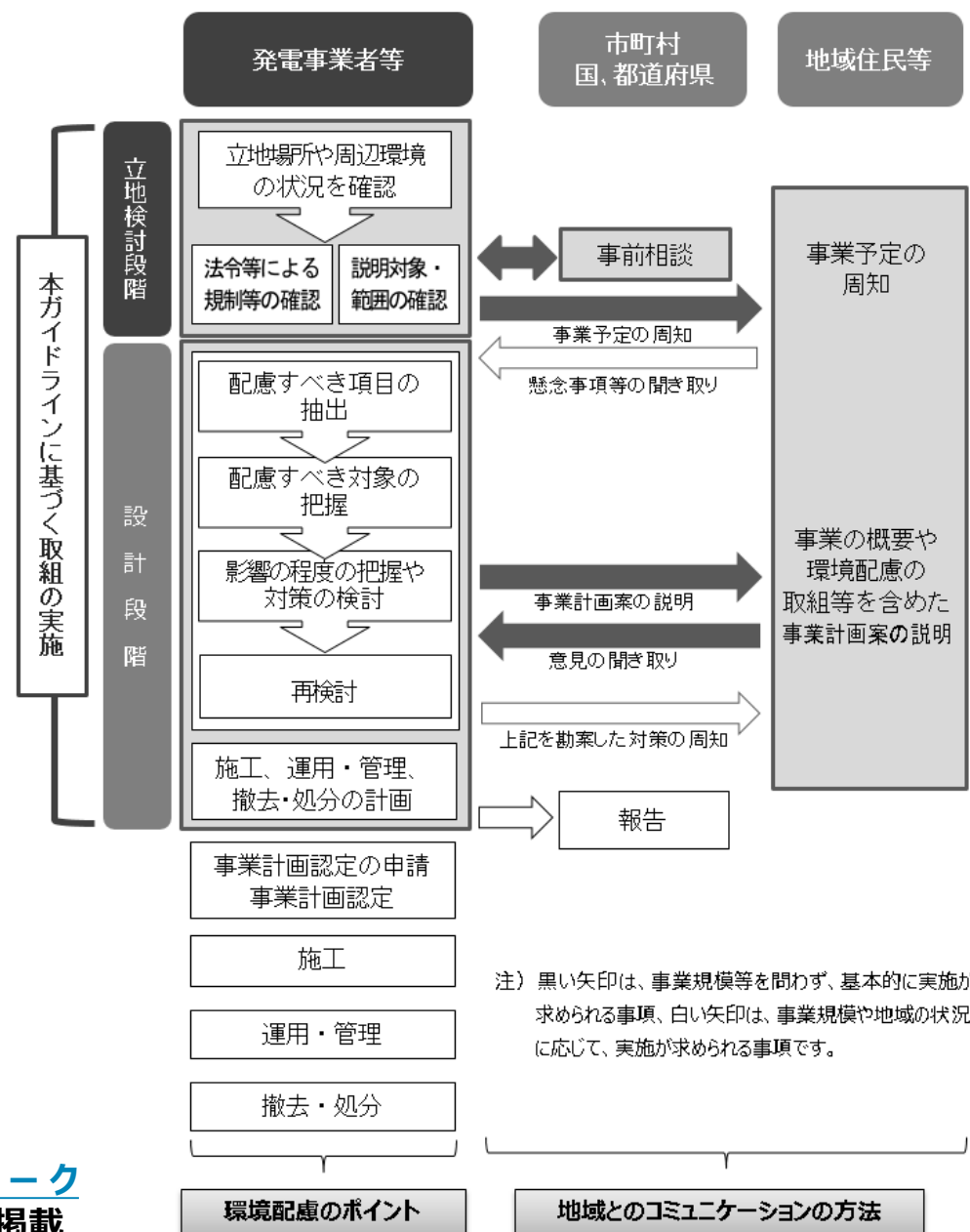
趣旨

- 太陽光発電の急速な普及に伴い、地域とトラブルになる事例が増加。
- 多くのトラブル事例では、環境配慮や地域とのコミュニケーションが十分でないことが要因。
- このため、アセス法や条例の対象とならない事業について、発電事業者や設計・施工に関わる様々な立場の方において、地域とのコミュニケーションを図りつつ、自主的な環境配慮の取組みを実施することを促進するため、ガイドラインを作成。
- 環境に配慮した太陽光発電の導入により、地域の理解を促進、円滑な普及促進を目指す。

構成

- 小規模事業者においても、事業者が自ら環境配慮に取り組めるよう、わかりやすい簡易なチェックシートを作成し、チェックシートに沿って環境影響の把握や必要な取組を端的に把握できるよう工夫。
- チェックシートは、地域とのコミュニケーションにおいて、自らの環境配慮の取組を説明する際にも活用可能。

※ ガイドラインは、環境影響評価情報支援ネットワーク (<http://www.env.go.jp/press/107899.html>) に掲載



シンポジウム「太陽光発電事業の環境配慮の在り方について」

環境省は、太陽光発電事業について、適正に環境に配慮された形で事業が実施されることを確保し、地域と共生する事業の円滑な導入を促すことを目的に、シンポジウム「太陽光発電事業の環境配慮の在り方について」を令和2年9月に実施

シンポジウム発表資料は環境影響評価情報支援ネットワークに掲載

http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-3_seminar/index.html

開催概要

・開会挨拶

堀上 勝 環境省大臣官房環境影響評価課長

・話題提供

- ① 太陽光発電事業に係る合意形成に向けた取組（ガイドラン等）について

錦澤 滋雄（東京工業大学環境・社会理工学院 准教授）

- ② 太陽電池発電設備の電気保安の確保について

沼田 博男（経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課 課長補佐）

- ③ 林地開発許可制度の運用について

永島 瑠美（林野庁森林整備部治山課海岸林造成推進官）

- ④ 兵庫県における太陽光発電施設に係るアセス条例等について

菅 範昭（兵庫県農政環境部環境管理局長）

・パネルディスカッション

太陽光発電事業の環境配慮の在り方について

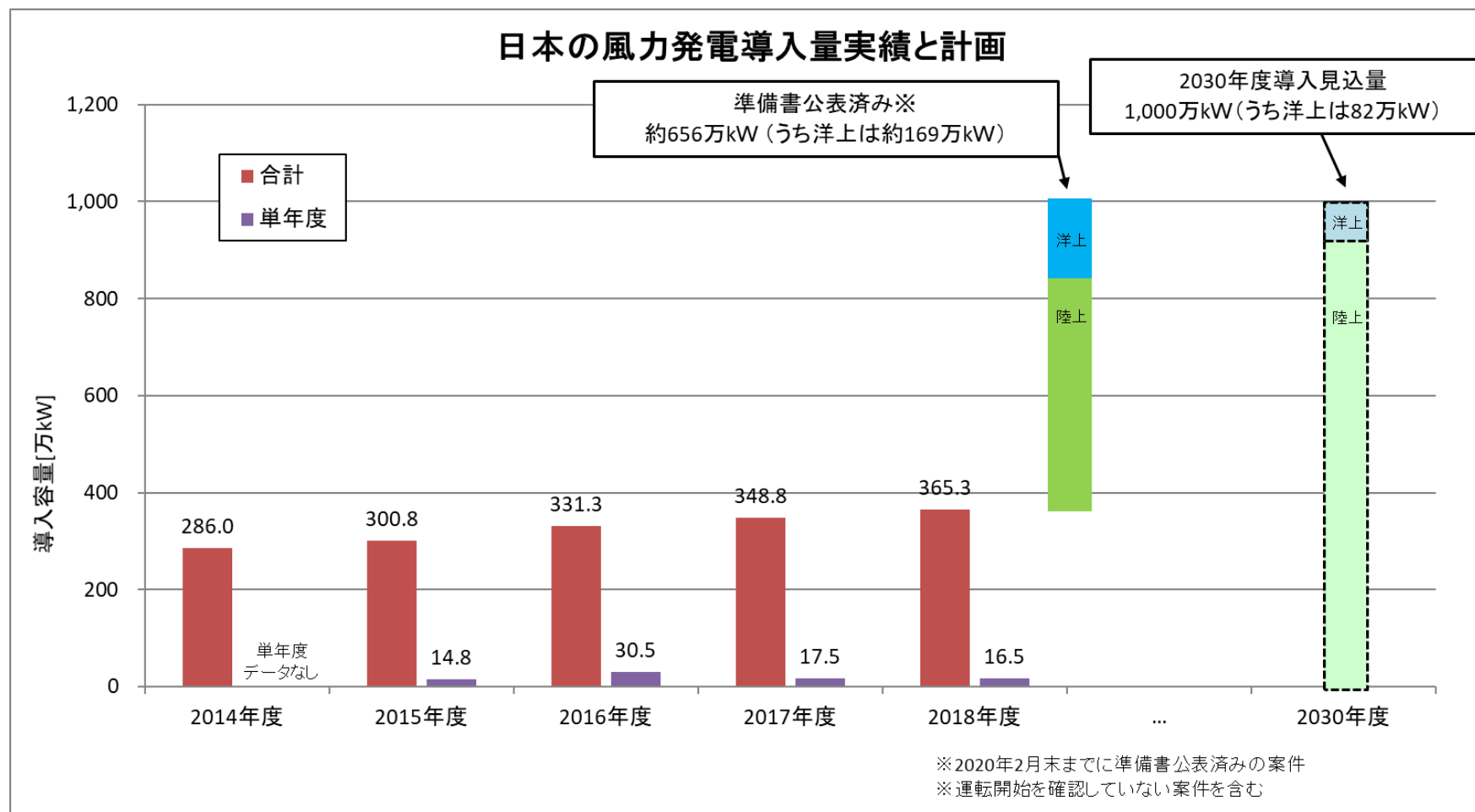
コーディネーター 片谷 教孝（桜美林大学リベラルアーツ学群 教授）



風力発電事業について

風力発電の導入状況

- 現在約365万kWの風力発電が導入済み。加えて約656万kWが既に環境アセスメント手続きにて準備書公表済み。さらに約2,440万kWの計画について環境アセスメント手続きが進行中。
- これらの合計は約3,461万kW（陸上1,993万kW、洋上1,468万kW）



出典：「導入容量」...資源エネルギー庁「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」のデータを利用（20kW未満を含む）
「2030年度導入見込量」...資源エネルギー庁「長期エネルギー需給見通し関連資料」（平成27年5月）
なお、アセス実績については環境省集計、陸上と洋上の区分は各事業ごとに事業名称及びアセス図書を参照

環境アセスメントの迅速化

- 風力発電設備の導入には、**地元との調整や、環境アセスメント、立地のための各種規制・制約への対応**が必要となり、**導入に時間がかかることが課題**。
- 環境アセスメントについては、環境省と経済産業省で連絡会議を設置し、平成24年11月末に運用上の取組による**手続期間短縮のための具体的方策を取りまとめた「中間報告」を公表**。
- 中間報告の考え方は、平成25年6月の規制改革実施計画及び日本再興戦略にも位置付け。

<審査期間の短縮>

【国の取組】

- ・**自治体の審査と並行して実施**。都道府県審査との効率的な連携。迅速化への協力について国から自治体に要請。（環境省・経産省）
- ・環境審査顧問会で一般的によくなされる質問・指摘等が確認できる**チェックリストを整備**。顧問会で取り上げられる事項等の既存事例を整理。事例集を公表（経産省）
- ・環境審査顧問会の運営合理化（経産省）

【自治体の取組】

- ・住民意見・事業者見解等が揃う前から実質審査を開始 等

<調査期間の短縮>

- 現地調査等による動植物・生態系等の環境情報や地方公共団体等が有する動植物分布情報等を収集し、**環境アセスメントデータベースとして整備**

・環境アセスメント情報整備モデル事業（環境省）

- 環境アセスメントにおける環境調査を前倒して、他のアセスメント手続と並行して進める前倒手法について検討を行い、**平成29年度にガイドとしてとりまとめ**。**平成30年度に発電所アセスの手引きに記載し手法を一般化**。

- ・環境アセスメント手続の迅速化に向けた**環境調査の前倒し方法の実証事業**（経産省）

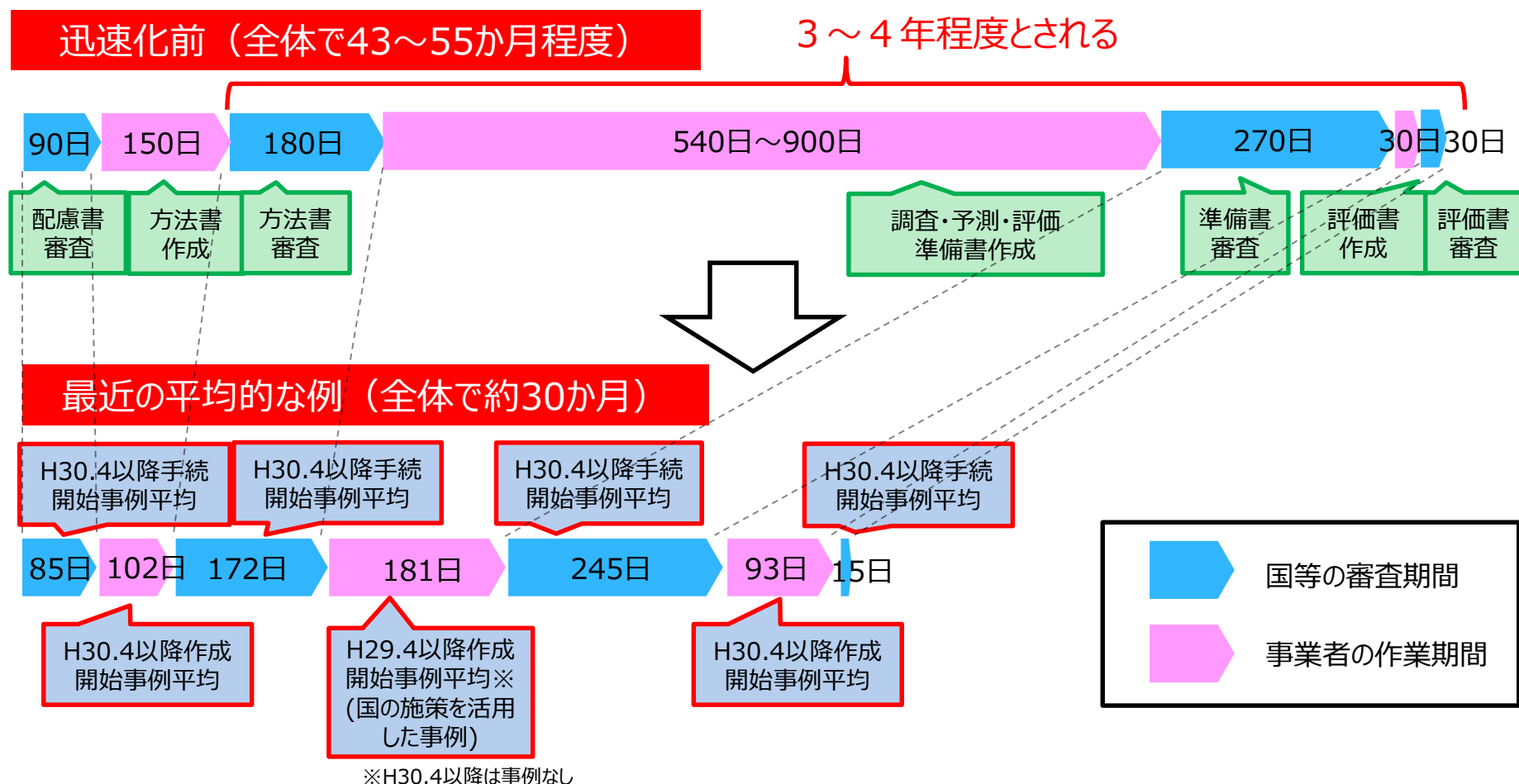
風力・地熱発電所について、3～4年程度とされる → **半減**を目指す

<成果の検証> 規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4年程度かかると思われる手続を1.5～2年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における**具体的な迅速化の成果について**、平成28年度にも見込まれる**配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証**を行い、事業者等に公表する。（一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施）

風力発電事業における環境アセスメントの迅速化

1 年				2 年				3 年				4 年				5 年		
3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51	54	57



3. 風力発電事業について

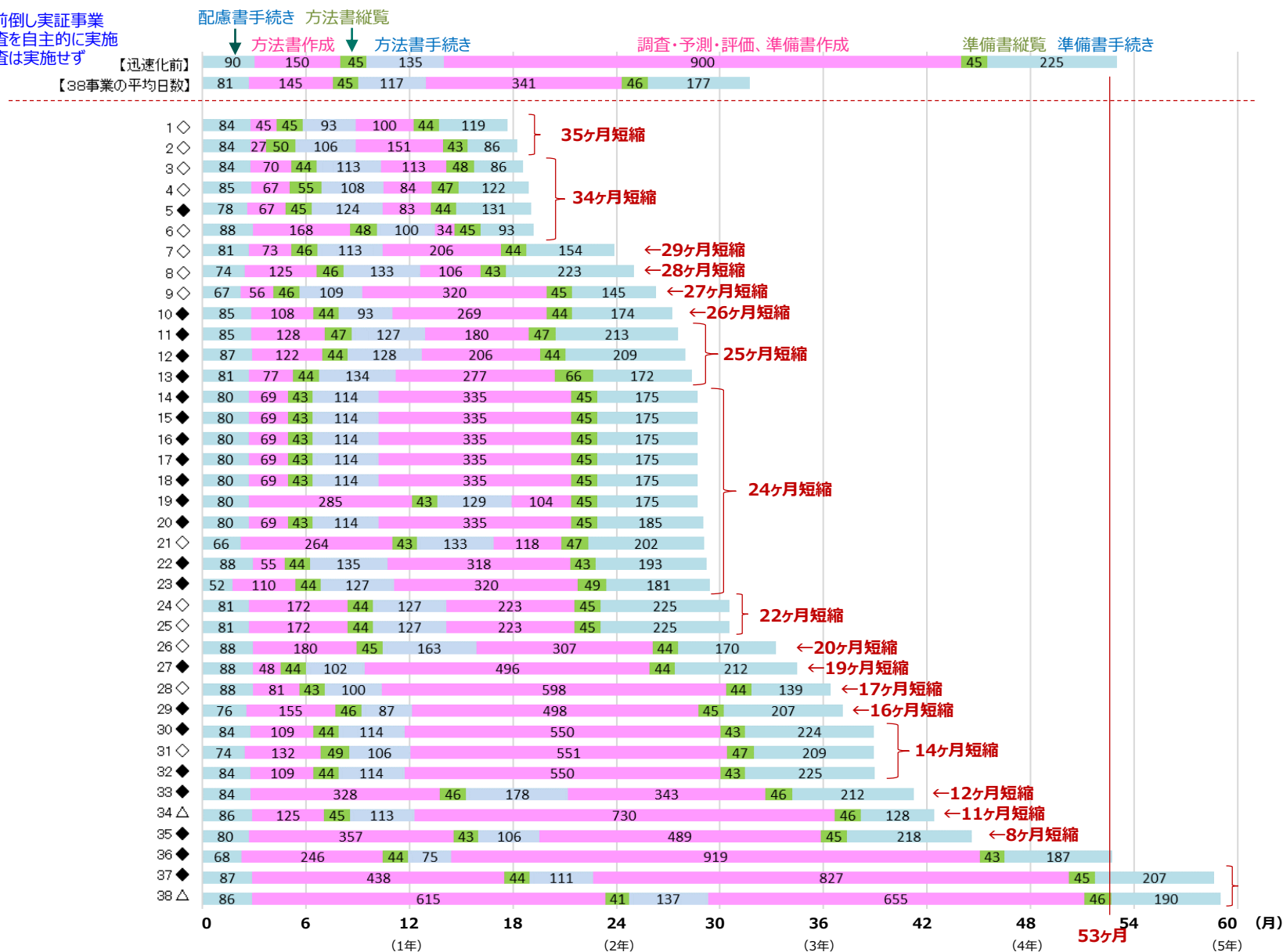


アセス手続（配慮書～準備書）が終了した事例の実績

迅速化の取組を開始して以降、手続（配慮書～準備書）が終了した38事例のうち36事例についてアセス期間が短縮化
（※前倒し調査を実施した36事例のうち35事例で短縮化）

凡例

- ◇：NEDOの前倒し実証事業
- ◆：前倒し調査を自主的に実施
- △：前倒し調査は実施せず



風力発電所のリプレイスに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

- リプレイス事業には、以下のような特徴があり、環境影響評価の項目の選定や、調査・予測・評価手法を簡略化を行うこと（スコーピング）が可能。
 - ・既存の工事用道路や送電線等を活用でき土地の改変が少ないこと
 - ・既存の施設に係る環境影響を把握することで、当該エリアにおける環境影響の把握が容易であること
- しかし、事業者としては、スコーピングすることについて、行政機関や地元関係者等への説明事項が増えるため、消極的（おっくう）であり、実際のアセスの現場ではあまり普及していない。
- このため、事業者やアセスに関係する者の参考となるよう、環境影響評価の合理化に関する考え方や、手法の例を示すガイドラインを作成し、合理的なアセスを促す。

合理化の例

- 新たな土地の改変がない場合には、『植物』については項目として選定しないことが可。新たな土地の改変がある場合であっても、改変区域に特に重要な自然環境のまとまりの場合がない場合には、植物相の調査は不要。
- 『動物』について、動物相の調査は不要。飛翔性動物（鳥類等）については、調査を行うが、既設の風力発電所におけるバードストライク調査を行っておけば、リプレイス後の施設に関する飛翔調査を行わなくてもよい（但し、既存情報によりイヌワシ・オジロワシが生息する場合等を除く）。
- 『騒音』について、既存の風力発電所による影響が小さいことが明らかなときは調査不要。それ以外の場合でも、調査の頻度や期間を合理化できる。
- その他、『地形地質』等の項目についても、現地の状況等により項目として選定しないことが可。

再エネ海域利用法

- 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）が2018年11月に成立し、2019年4月1日に施行された。
- 国が基本的な方針（閣議決定）を定め、経済産業大臣及び国土交通大臣が、年度ごとに促進区域の指定（環境大臣等関係大臣協議）を行った上、公募による事業者の選定を行う。
- 促進区域の指定に当たっては、有望な区域として選定された区域ごとに協議会を設置し、利害関係者も含め必要な協議を実施。環境省は協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供等の協力を行うことができる。（環境省は、ゾーニングモデル事業・実証事業等において得られた海洋環境保全に関する情報を活用し、有望な区域の選定や協議会等に対応。）
- 2019年7月に協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始する4区域が有望な区域として選定され、2019年度中に地域協議会で意見がとりまとめられ（環境省からも意見を提出）、2019年12月及び2020年7月に促進区域に指定された。
- 2020年7月に4区域が有望な区域として選定された。

<促進区域の指定プロセス>

①国（経済産業大臣・国土交通大臣）による既知情報の収集：有望な区域選定のための情報収集

A.都道府県知事からの情報収集（要望聴取）

B.その他の情報収集

②第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域を選定

③協議会を設置し、利害関係者を含め、促進区域案について合意。

④第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定

⑤公告、関係行政機関の長への協議等を経て、経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域を指定

再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

地域	有望な区域として選定	協議会	促進区域に指定	公募を開始	環境影響評価図書の提出件数（※）
秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖	2019年7月	3回	2020年7月		4件
秋田県由利本荘市沖（北側・南側）		3回			3件
千葉県銚子沖		3回			2件
長崎県五島市沖		2回	2019年12月	2020年6月	1件
青森県沖日本海（北側）	2020年7月				3件
青森県沖日本海（南側）					
秋田県八峰町及び能代市沖					2件
長崎県西海市江島沖					2件

※有望な区域については、地域の名称も踏まえ候補となり得る海域にある案件数。7月末現在

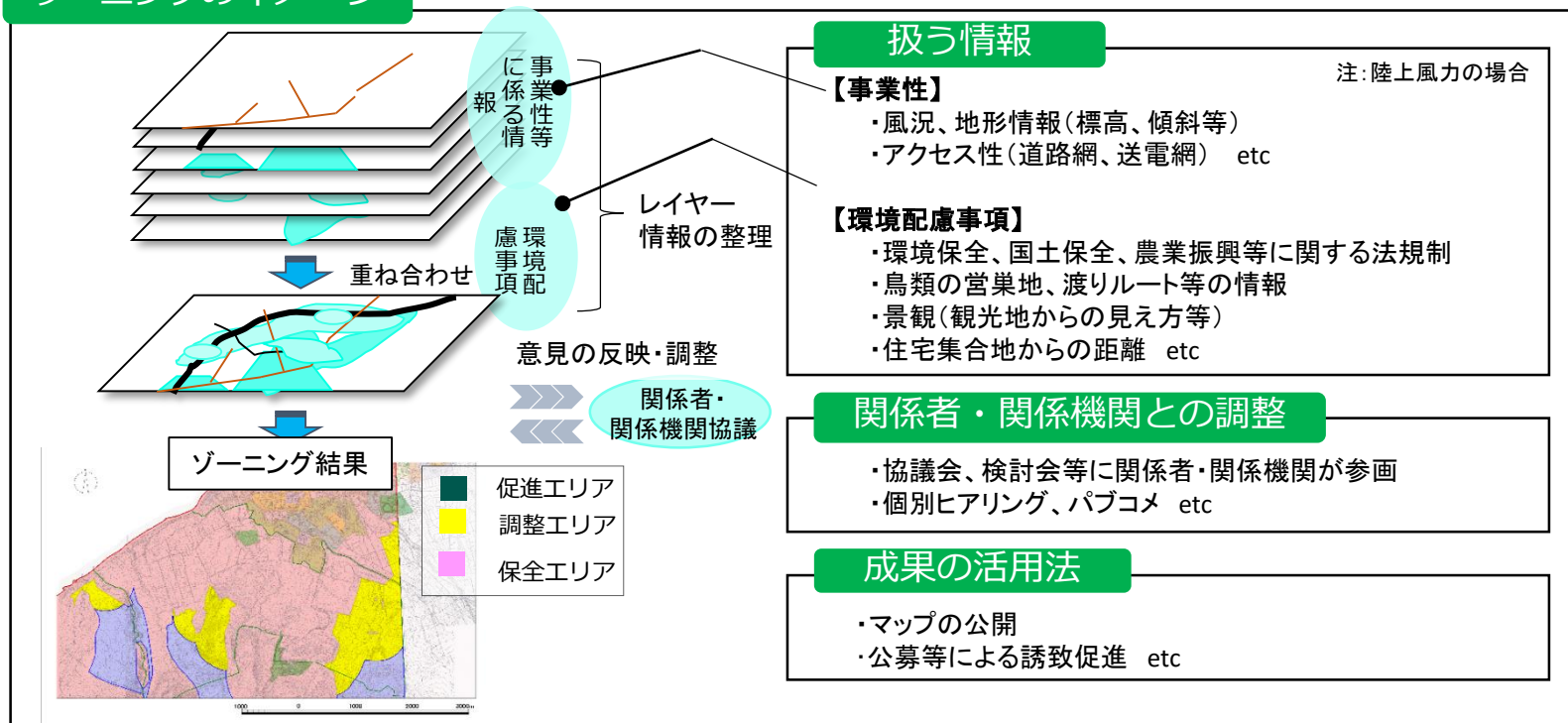
○再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

- ・再エネ海域利用法に基づく公募により選定された事業者は、事業の実施に当たって、影響評価法に基づく環境影響評価を適切に行う必要があるとともに、海洋環境の保全との調和に十分に配慮する必要がある。（なお、環境影響評価手続は事業実施前のどの段階で行うか限定しておらず、公募前であっても事業者は環境影響評価手続を実施することが可能。そのため、配慮書は既に多く作成されている。）
- ・基本的な方針において、経産大臣及び環境大臣は区域指定の段階から環境への配慮が適切になされていることを前提としつつ、環境影響評価審査の簡素化による期間の短縮化を図ることとされている。

風力発電に係るゾーニング

- 風力発電については、騒音やバードストライク等の環境影響や地元の反対意見等が問題となることがあり、環境アセスメント手続に時間を要することがある。
- このため、環境省では、**事業計画が立案される前の早期の段階で、地方自治体主導で、関係者の協議のもと、再生可能エネルギー導入を促進するエリア、環境保全を優先するエリア等を設定する「ゾーニング」を行う**ことを促進。平成28年度から風力発電に係るゾーニング手法検討モデル事業を16地方自治体において実施。**平成30年に「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を策定、令和2年に改訂。**
- ゾーニングを踏まえた事業計画が立案されることにより、地元の理解が得られやすくなり、また、環境アセスメントに要する審査期間、調査期間の効率化・短縮化が見込め、風力発電の円滑な導入を促進。

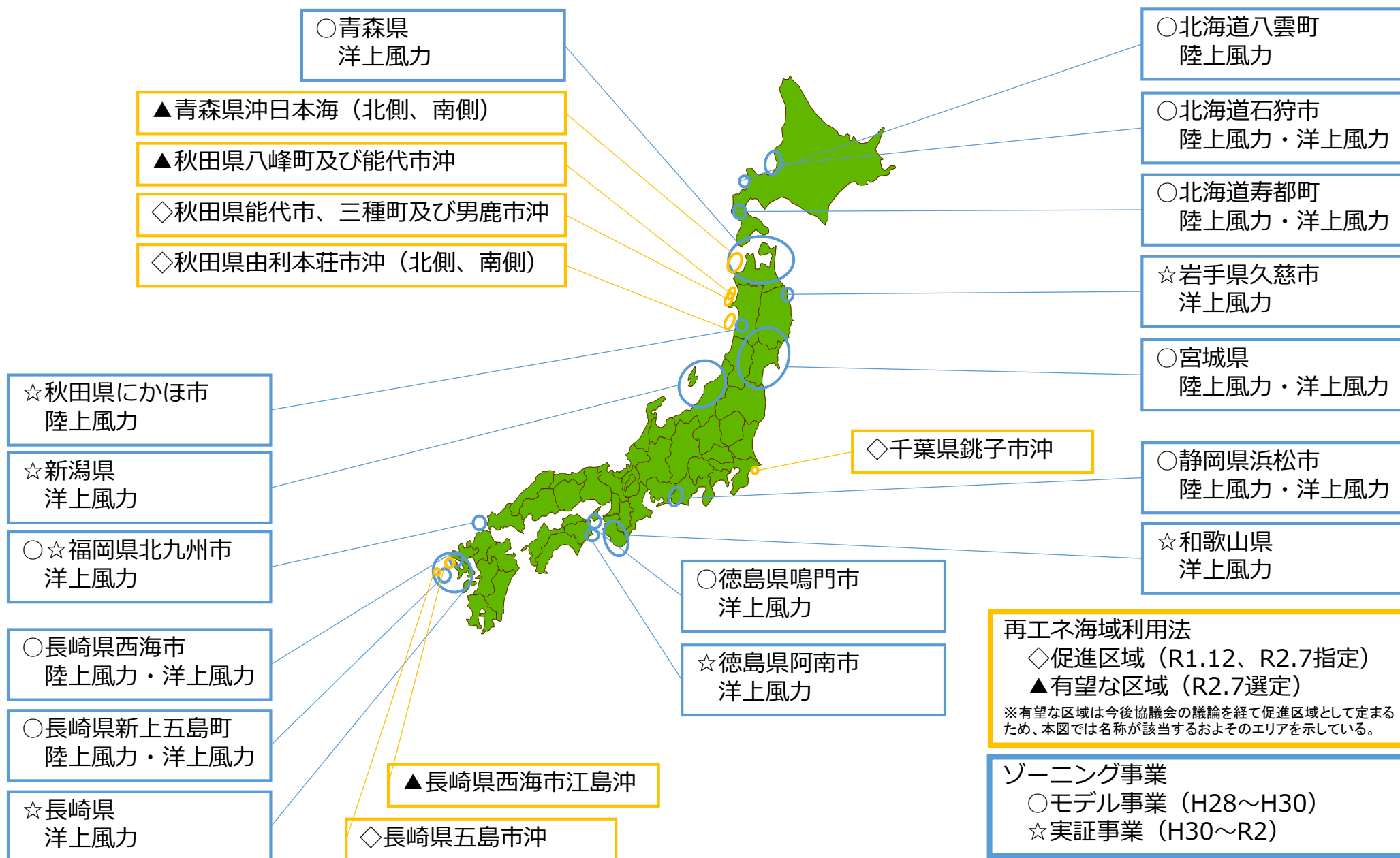
ゾーニングのイメージ



3. 風力発電事業について



ゾーニング導入可能性検討モデル地域・実証地域及び再エネ海域利用法の促進区域



環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”の概要

- 再生可能エネルギーの事業化の検討や環境アセスメント等の場面において、地域特性を把握するための自然環境・社会環境の情報や、再生可能エネルギーに関する情報を一元的に収録し、提供している。

全国環境情報

- 地域の自然環境に関する情報
(自然公園、重要種の生息情報など)
- 地域の社会環境に関する情報
(土地利用規制の情報など)

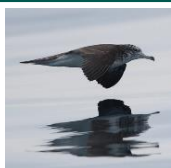
再生可能エネルギー情報

- 再生可能エネルギーに関する情報
(風力・太陽光発電所、送電線など)

風力発電の鳥類センシティブティマップ

国立公園等インベントリ整備情報

情報整備モデル地区環境情報



豊富な情報を一元的に収録

環境アセスメント データベース “EADAS”

- ウェブサイト上のGISで閲覧
- パソコン、タブレット、スマートフォンで誰でもアクセス



閲覧・情報の活用

地方自治体

- 地域特性の把握
- 再生可能エネルギー導入適性の把握

情報交流-理解促進

地域住民・関係者

- 住民、先行利用者、NPOなどの関係者の共通理解の促進

情報交流-理解促進

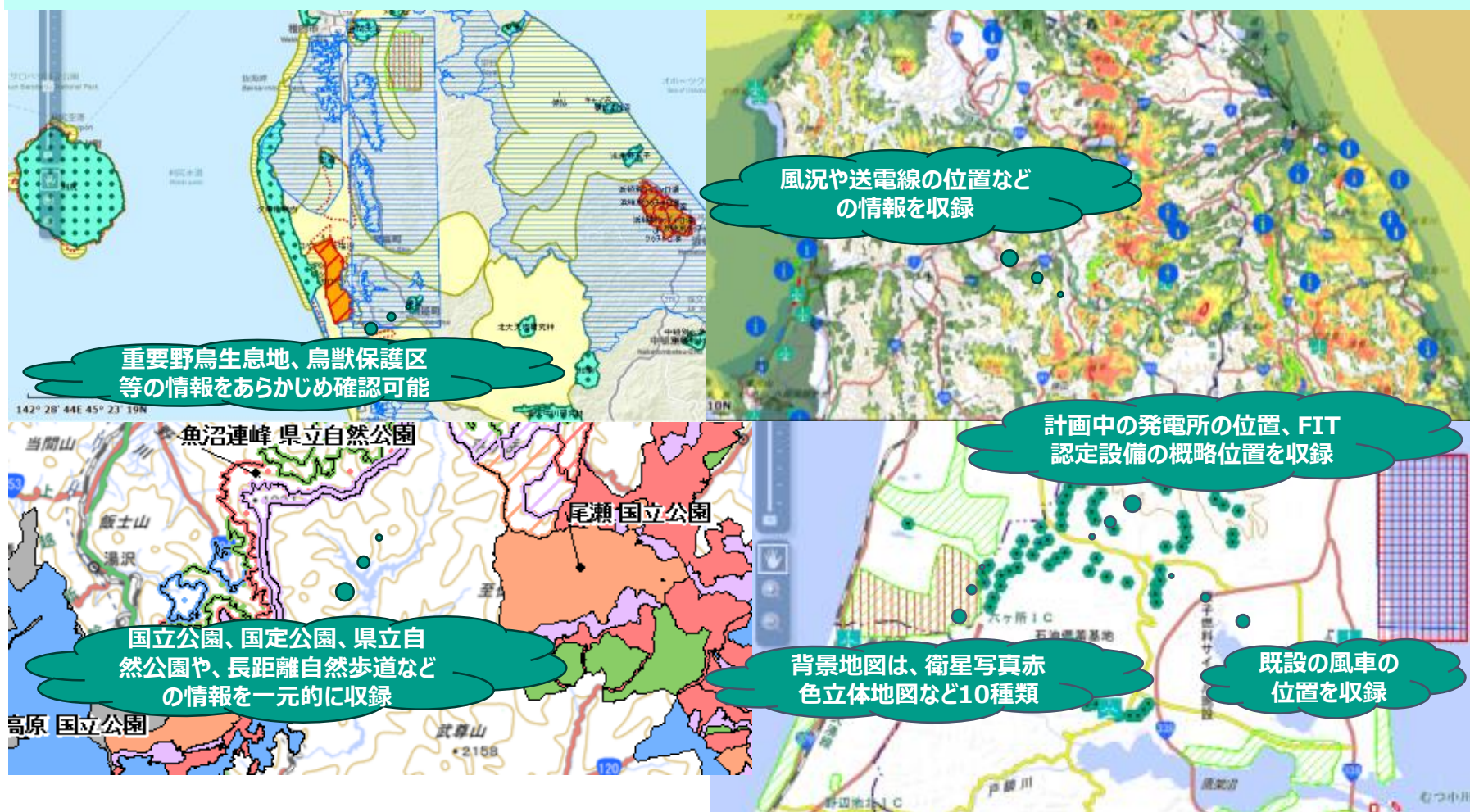
再エネ事業者等

- 初期の立地調査や現況調査の効率化
- 立地リスクの低減

環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”

「環境」と「再生可能エネルギー」に関する豊富な地図情報をWeb-GISで提供

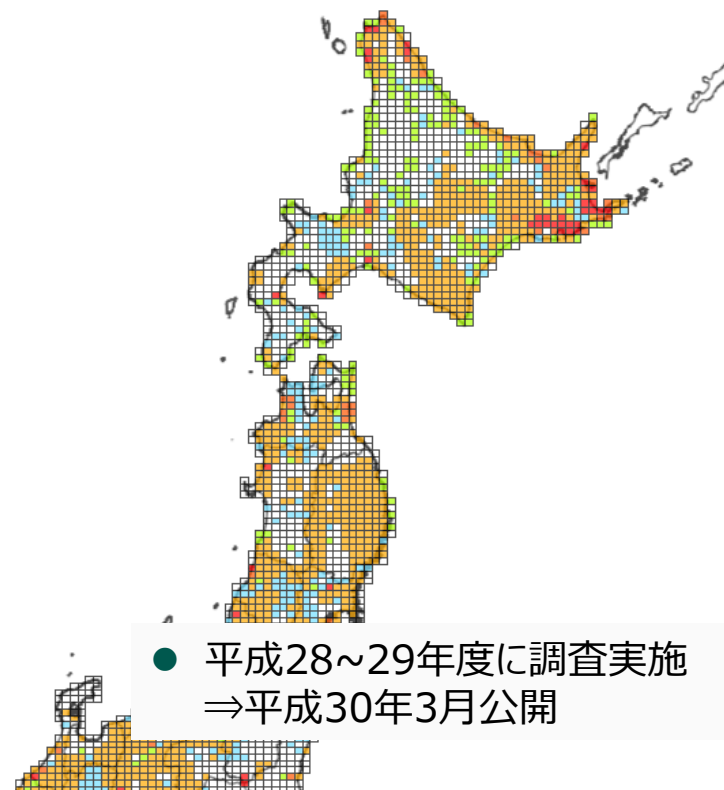
- 地域特性を把握するための自然環境・社会環境や再生可能エネルギーに関する200項目におよぶ地図情報を収録
- ウェブサイト上のシステム（Web-GIS）により、パソコン、タブレット、スマートフォンで誰でもアクセス可能



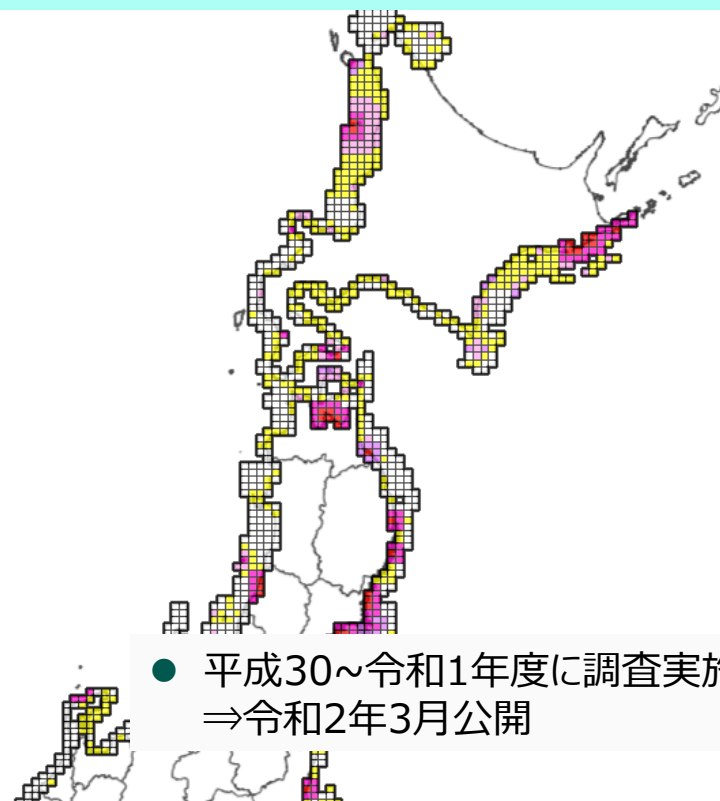
風力発電における鳥類のセンシティブティマップ^o

- 風力発電の導入に当たっては、鳥類への影響（バードストライク）への適切な配慮が必要。
- 事業者が立地を選定する初期の段階において、鳥類への影響のリスクが高い区域をあらかじめ把握することで、鳥類への影響や、事業リスクの低減を図ることが可能。
- このため、全国のすべての2次メッシュ（約10kmメッシュ）を対象として、「注意喚起レベル」を評価した「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」を作成。

風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
(陸域版)



風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
(海域版)



風力発電における鳥類のセンシティブティマップ[°]（陸域版）

- **注意喚起メッシュ**：重要種と集団飛来地を重ね合わせることで、3つのレベル5段階で評価。
- **渡りルート**：日中のルートと夜間のルートの2つを作成。

構成要素

- **重要種**：主に文献調査
- **集団飛来地**：主にヒアリング調査及び現地調査
- **渡りルート（日中のルート）**：主に文献調査
（夜間のルート）：現地調査



風力発電における鳥類のセンシティブティマップ[°]（陸域版）

- **注意喚起メッシュ**：重要種と集団飛来地を重ね合わせることで、3つのレベル5段階で評価。
- **渡りルート**：日中のルートと夜間のルートの2つを作成。

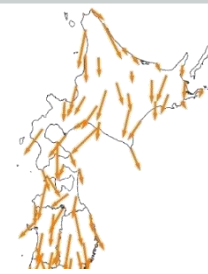
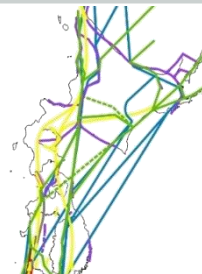
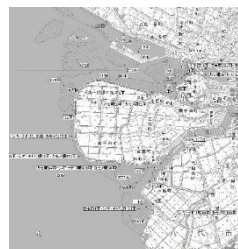
構成要素

重要種

集団飛来地

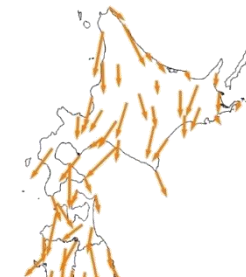
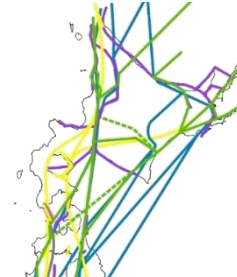
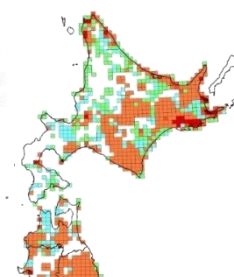
渡りルート(日中)

渡りルート(夜間)



凡例

- 注意喚起レベルA1
- 注意喚起レベルA2
- 注意喚起レベルA3
- 注意喚起レベルB
- 注意喚起レベルC
- 情報なし



注意喚起メッシュ

渡りルート（日中・夜間）

風力発電における鳥類のセンシティブティマップ[°]（陸域版）

風力発電における鳥類のセンシティブティマップ°（海域版）

- **注意喚起メッシュ**：構成要素のメッシュを重ね合わせて、6つのレベルで評価。
- 北海道、本州、四国及び九州の主要四島の沿岸・沖合、またそれらの周辺の島嶼海域を対象に作成

構成要素

- **保護区等**：文献調査
- **海鳥の集団飛来地**：文献調査
- **海鳥の洋上分布**：現地調査（航空センサス）

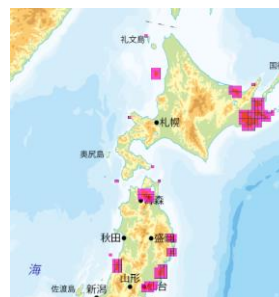


風力発電における鳥類のセンシティブティマップ°（海域版）

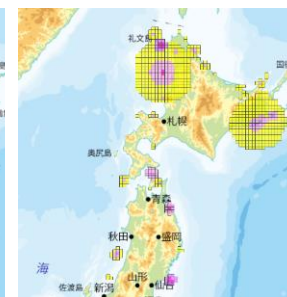
- **注意喚起メッシュ**：構成要素のメッシュを重ね合わせて、6つのレベルで評価。
- 北海道、本州、四国及び九州の主要四島の沿岸・沖合、またそれらの周辺の島嶼海域を対象に作成

構成要素

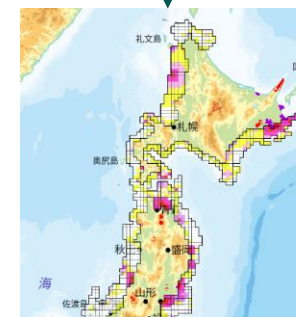
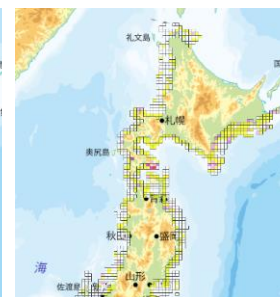
保護区等



海鳥の集団繁殖地



海鳥の洋上分布



注意喚起メッシュ

風力発電における鳥類のセンシティブティマップ°（海域版）

発電所アセス省令の改正（検討の背景）

（１）再エネの主力電源化に向けた取組

- エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）では、再生可能エネルギーを我が国のエネルギー供給の一翼を担う長期安定な主力電源としていくため、大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく、こととされている。
- 風力発電所の環境影響評価（以下、環境アセス）についても、風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう、環境アセスの迅速化や規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も検討するとされている。

（２）環境影響評価の項目の簡素化（参考項目の見直し）

- 風力発電所の環境アセスについても、環境影響評価に関する研究成果や調査結果等を踏まえ、評価項目の簡素化について、環境省「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」の報告書（平成30年11月）において、検討が求められている。

（参考項目について）

- 環境アセスでは、事業特性や地域特性を踏まえ、一般的な事業において環境影響評価の項目に選定されるべきものを参考項目として規定。事業者は、発電所アセス省令※の参考項目を勘案し、個別事業の環境影響評価の項目を選定。
- 環境影響評価の参考項目に関しては、環境省の「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会」報告書（平成17年2月）において、「科学的知見の進展や事業種の特性の変化等により、その内容が変化するものであることから、適宜の見直しが必要」と指摘されているところ。

※：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

発電所アセス省令の改正（環境影響評価の参考項目の見直し）

- **超低周波音：参考項目から削除。**事業者には、超低周波音に対する理解促進等のための取組の継続を要請する。
- **工事の実施に伴う大気環境：**工事中の大気環境（窒素酸化物、粉じん等、騒音、振動）のうち、近傍の住居への影響が懸念される**工事用資材の搬出入に係る騒音・振動と、建設機械の稼働に伴う騒音以外は、参考項目から削除。**

＜新エネWGでの検討結果を踏まえた、発電所アセス省令における風力発電所の参考項目（案）＞
※発電所アセス省令（別表6）から抜粋

影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用
		工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	施設の稼働
大気環境	窒素酸化物	○	○	
	粉じん等	○	○	
	騒音及び超低周波音	○	○	○
	振動	○	○	



影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用
		工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	施設の稼働
大気環境		削除		
	騒音及び超低周波音	○	○	○
	振動	○	削除	

環境影響評価図書の開示について

環境影響評価図書の公開の取組

- 環境影響評価図書については、多くの場合、縦覧又は公表期間が終了した後は閲覧ができない。
- 国民の情報アクセスの利便性を高め、情報交流の拡充を図るとともに、環境影響予測・評価技術を向上させるため、環境省では、平成30年度より、縦覧又は公表期間が終了した後についても、事業者の協力を得て、環境省において、環境影響評価図書の公開を進めることとした。**

環境影響評価図書の公開のポイント

<公開方法>

- 環境省ウェブサイトでの公開
http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-5_toshokokai/index.html

- 環境省図書館での公開

<公開の流れ>

- 協力いただける事業者は、環境省に、電子データ、図書と、許諾書を提出。
- 環境省では、ウェブサイトにて、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことは禁止されている旨記載するなど、著作権法に基づく著作権者の権利について必要な保護を図った形で公開。

様式 1

環境影響評価図書の公開に係る許諾書

年 月 日

環境省大臣官房環境影響評価課長 宛

住所
氏名
印
法人の場合は、名称
及び代表者の氏名

下記の環境影響評価図書について、環境省ウェブサイト上で公開することを許諾します。
環境省図書館で公開することに同意し、同図書館における利用のために下記の環境影響評価図書を寄贈します。

(図書名)

地図について、国土地理院の承認を得ている場合の承認番号

なお、当該環境影響評価図書のウェブ上のファイルの印刷・ダウンロードについては、
☐ 同意します ☐ 同意しません

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

環境影響評価図書の公開に係る許諾書様式

環境影響評価図書の公開状況

- 令和2年9月25日現在、御協力をいただき公開している環境影響評価図書の案件は、**42件**。
 ○環境省としては、引き続き自主的な協力を呼びかけていく。

事業種	案件名（直近掲載の25件）	図書の種類	事業者名
風力発電所	（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業	配慮書	（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業
風力発電所	（仮称）北条砂丘風力発電所更新計画	配慮書	北栄町
土地区画整理	（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業	方法書	横浜市
風力発電所	（仮称）番屋風力発電所更新事業	配慮書	鹿児島風力発電研究所
風力発電所	（仮称）島牧ウィンドファーム事業	配慮書	コスモエコ・パワー
道路	福岡広域都市計画道路 1・4・1-3 号 都市高速道路 3 号線延伸事業	評価書	福岡市
飛行場	屋久島空港滑走路延伸事業	方法書	鹿児島県
風力発電所	（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業	配慮書	コスモエコ・パワー・加藤総業
風力発電所	（仮称）上勇知ウィンドファーム事業	評価書	コスモエコ・パワー
風力発電所	（仮称）中里風力発電所設置	評価書	くふうみウインド1号合同会社
風力発電所	（仮称）串間市いちき風力発電事業	配慮書	イメージワン
風力発電所	（仮称）会津若松風力発電事業	配慮書	イメージワン
風力発電所	（仮称）日置市及び鹿児島市における風力発電事業	方法書	日本風力エネルギー
風力発電所	（仮称）国見風力発電事業	方法書	日本風力エネルギー
風力発電所	（仮称）いちき串木野市及び薩摩川内市における風力発電事業	方法書	NWE-09 インベストメント
風力発電所	石狩市厚田区聚富望来風力発電事業	配慮書	石狩市厚田区聚富望来風力発電事業
埋立	中部国際空港沖公有水面埋立事業	評価書	国土交通省中部地方整備局
風力発電所	（仮称）薩摩洋上風力発電事業	配慮書	アカシア・リニューアブルズ・三井不動産
火力発電所	（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画	評価書	姫路天然ガス発電
道路	一般国道464号北千葉道路	準備書	千葉県
風力発電所	石狩湾新港風力発電所	報告書	コスモエコ・パワー
鉄道	北陸新幹線（敦賀-新大阪間）	方法書	JRTT
風力発電所	（仮称）大分ウィンドファーム事業	評価書	コスモエコ・パワー
風力発電所	（仮称）北海道石狩湾沖洋上風力発電事業	準備書	コスモエコ・パワー
飛行場	成田空港の更なる機能強化	評価書	成田国際空港

環境影響評価図書の公開期間

- ウェブでの公開は、配慮書、方法書、準備書については、次段階の環境影響評価図書が公開されるまで。
- 評価書及び報告書については、事業者の報告書の公表開始日から5年を経過した日まで。
- 報告書の規定が適用されない評価書については、工事完了から5年を経過した日まで。

環境影響評価図書	ウェブ公開終了日
・計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書（法第3条の7第1項）	環境影響評価方法書のウェブ公開開始日又は事業者による計画段階環境配慮書の案若しくは計画段階環境配慮書の縦覧開始日から5年を経過した日のいずれか早い日
・環境影響評価方法書及び要約書（法第7条）	環境影響評価準備書のウェブ公開開始日又は事業者による環境影響評価方法書の縦覧開始日から5年を経過した日のいずれか早い日
・環境影響評価準備書及び要約書（法第16条）	環境影響評価書のウェブ公開開始日又は事業者による環境影響評価準備書の縦覧開始日から5年を経過した日のいずれか早い日
・環境影響評価書及び要約書（法第27条）	事業者による報告書の公表開始日から5年を経過した日 ただし、法第38条の2が適用されないものは、工事完了から5年を経過した日
・報告書（法第38条の3第1項）	事業者による報告書の公表開始日から5年を経過した日

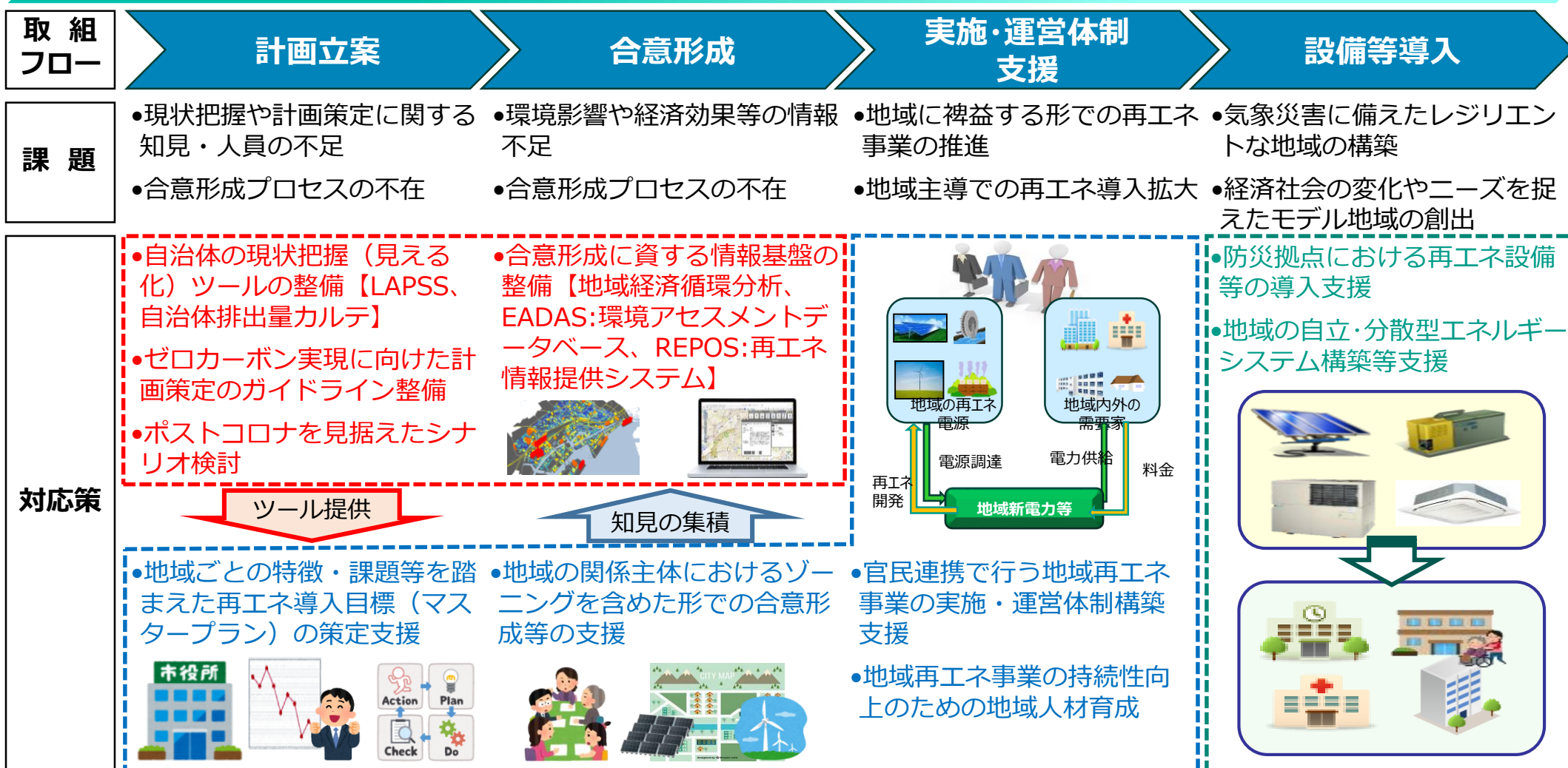
令和 3 年度予算概算要求について

ゼロカーボンシティの実現に向けた環境省の施策概要

ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体が抱える課題に対し**情報基盤整備**、**計画等策定支援**、**設備等導入支援**の3つのタイプの支援を段階的に実施することで、地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域主導の再エネ導入拡大による地域経済循環の拡大やレジリエントな地域の構築を図る。

各地域におけるゼロカーボンシティ等の検討

ゼロカーボンシティの実現と地域課題の解決





【令和3年度要求額3,030百万円（新規）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

（1）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

（2）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

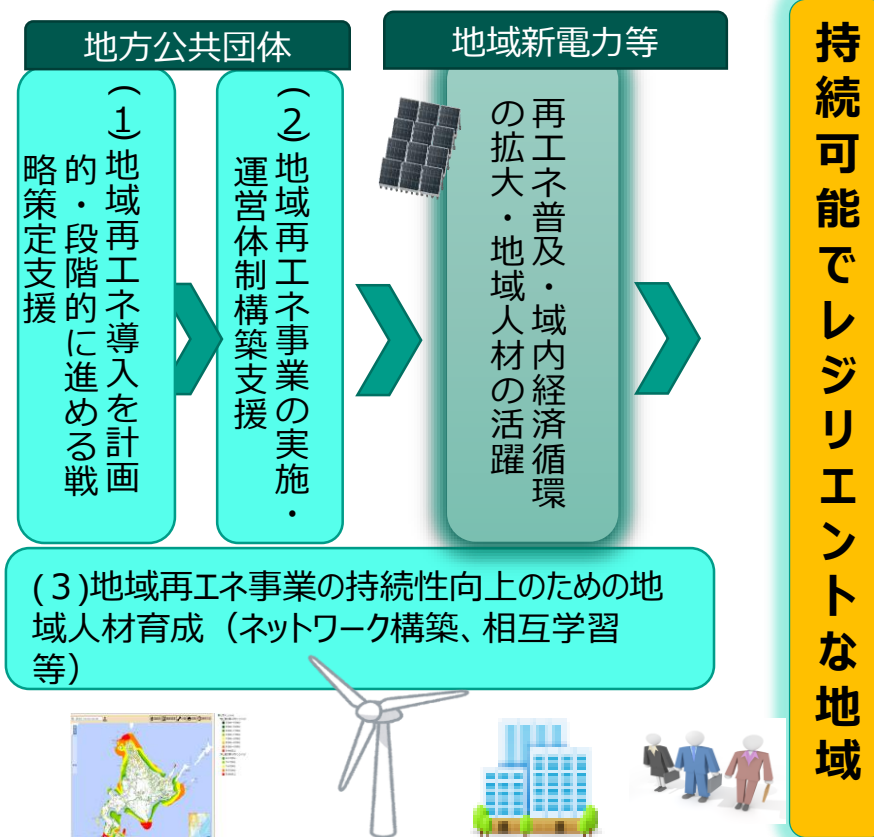
（3）地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定額), (2)間接補助(定率), (3)委託事業
- 委託、補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業



【令和3年度要求額800百万円（新規）】

自治体における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）のための基礎情報を整備・提供します。

1. 事業目的

気象災害の激甚化や「新たな日常」への移行等を踏まえ、自治体が活用できる気候変動対策に関する基礎情報・ツールを整備し、地域における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）を促進する。

※ゼロカーボンシティ：「2050年までにCO2排出量実質ゼロ」を表明した自治体（令和2年8月末現在 152自治体が表明 人口規模約7,115万人）

2. 事業内容

①自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）支援

ゼロカーボンシティ実現のため、地方公共団体実行計画策定・実施等支援システムの整備や地域の温室効果ガスインベントリの提供により、自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）を支援する。併せて環境省としても自治体の施策の実施状況を把握する。

②ゼロカーボンシティの実現に向けたシナリオ等検討支援

ゼロカーボン実現に向けた長期目標・シナリオ、具体的対策に関する調査検討や、統合モデル・シミュレーション開発を通じた経済活動回復と脱炭素化を両立するための転換シナリオ検討等を踏まえつつ、自治体向けの計画策定ガイドライン等として取りまとめ、自治体等へフィードバックを行う。

③ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の合意形成等の支援

ゼロカーボンシティ実現のために必要となる地域における徹底した省エネと再エネの最大限の導入を促進するため、地域経済循環分析やEADAS（環境アセスメントデータベース）等を地元との合意形成ツールとして整備する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体／研究機関
- 実施期間 令和3年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ

ゼロカーボンシティ実現や再エネ導入のための情報基盤整備



お問合せ先：

環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
地球局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室：03-5521-8247

